

第1回 社会保障審議会 生活保護基準部会  
最高裁判決への対応に関する専門委員会  
令和7年8月13日

資料2

## 平成25年生活扶助基準改定に関する 最高裁判決について

## 平成25年生活扶助基準改定に関する 最高裁判決について

1. 生活扶助基準改定の経緯…… P 2～
2. 最高裁判決の概要…… P 7～
3. 今後の議論を進めるに当たって …… P 10～

## 生活扶助基準の改定経緯について ①

- 生活保護の基準については、生活保護法に基づき厚生労働大臣が定めることとされており、このうち、生活扶助基準については、昭和59年度以降、一般国民の消費実態との均衡上妥当な水準を維持するよう設定されている（水準均衡方式）。
- 生活扶助基準については、平成16年の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」による提言を受け、平成19年以降、消費実態に係る統計調査のデータ等を用いて定期的に検証が実施されてきた。
- 生活保護基準部会は、生活保護基準の定期的な評価・検証について審議する専門の部会として平成23年2月から社会保障審議会の下に設置され、生活扶助基準について、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを見極めるため、専門的かつ客観的に検証を実施することとしている。

### 生活扶助基準及び加算のあり方について(昭和58年中央社会福祉審議会意見具申)(抄)

#### 1 生活扶助基準の評価

- (1) 生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の生活水準との関連においてとらえられるべき相対的なものであることは、既に認められているところである。
- (2) (略)
- (3) このような考え方に基づき、総理府家計調査を所得階層別に詳細に分析した結果、現在の生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準に達しているとの所見を得た。

#### 2 生活扶助基準改定方式

- (1) 生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定すべきものであり、生活扶助基準の改定に当たっては、当該年度に想定される一般国民の消費動向をふまえると同時に、前年度までの一般国民の消費水準との調整がはかられるよう適切な措置をとることが必要である。
- (2) (略)

### 生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書(平成16年)(抄)

#### 第2 生活保護基準の在り方について

##### 1 生活扶助基準の評価・検証等について

###### (1) 評価・検証

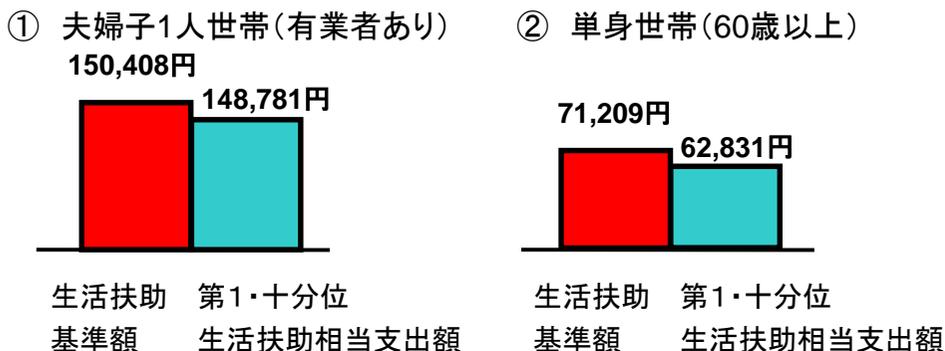
先の中間取りまとめにおいて報告したとおり、いわゆる水準均衡方式を前提とする手法により、勤労3人世帯の生活扶助基準について、低所得世帯の消費支出額との比較において検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当であったが、今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。

## 生活扶助基準の改定経緯について ②

### 平成19年検証から平成24年度までの生活扶助基準

- 平成19年の「生活扶助基準に関する検討会」における検証結果(平成16年度全国消費実態調査特別集計)によれば、平成16年度の生活扶助基準額は、第1・十分位の生活扶助相当支出額に比べ、①ではやや高め、②では高め、という結果。
  - ①夫婦子一人世帯(有業者あり) 生活扶助基準額 150,408円、生活扶助相当支出額 148,781円
  - ②単身世帯(60歳以上) 生活扶助基準額 71,209円、生活扶助相当支出額 62,831円
- しかし、平成20年度の生活扶助基準は、原油価格の高騰や世界的な金融危機による実体経済への深刻な影響など、国民生活の安心が優先されるべき状況にあったことから据え置き、平成24年度まで改定を行っていない。

#### ◆ 生活扶助基準と低所得者の一般消費実態との比較(平成16年)



	生活扶助基準改定率
平成17年度	0.0
平成18年度	0.0
平成19年度	0.0
平成20年度	0.0
平成21年度	0.0
平成22年度	0.0
平成23年度	0.0
平成24年度	0.0

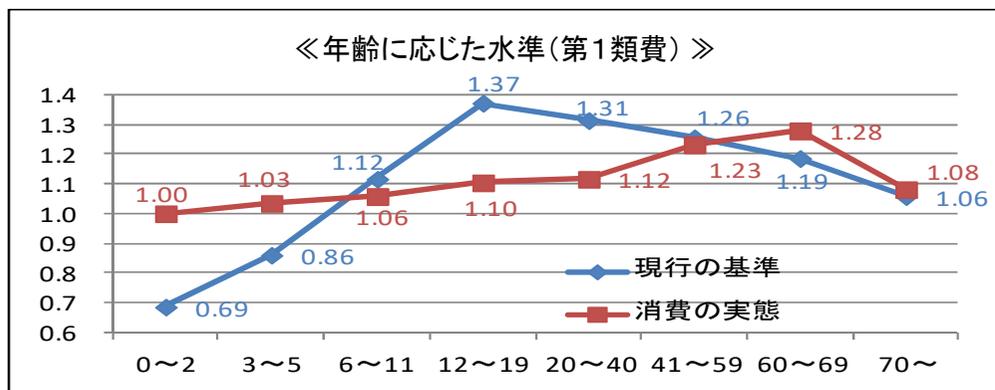
← 平成16年データに基づき、19年に検証

※ 平成19年検証においては、年齢別・世帯人数別・級地別の基準体系の検証も行ったが、検証結果を基準に反映していない。

# 生活扶助基準の改定経緯について ③

○ 生活保護基準部会における平成24年検証においては、生活扶助基準について基準体系(年齢・世帯人員・居住地域の3要素別)の検証のみを実施し、水準(高さ)の検証は実施していない。

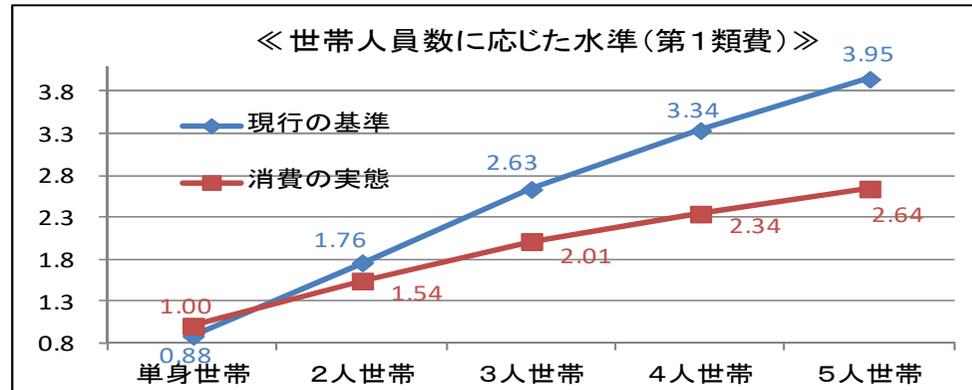
## (1)「年齢別」の検証



### 【結果】

・現在の基準額と比べれば、消費実態は各年齢間の差が小さくなっている。

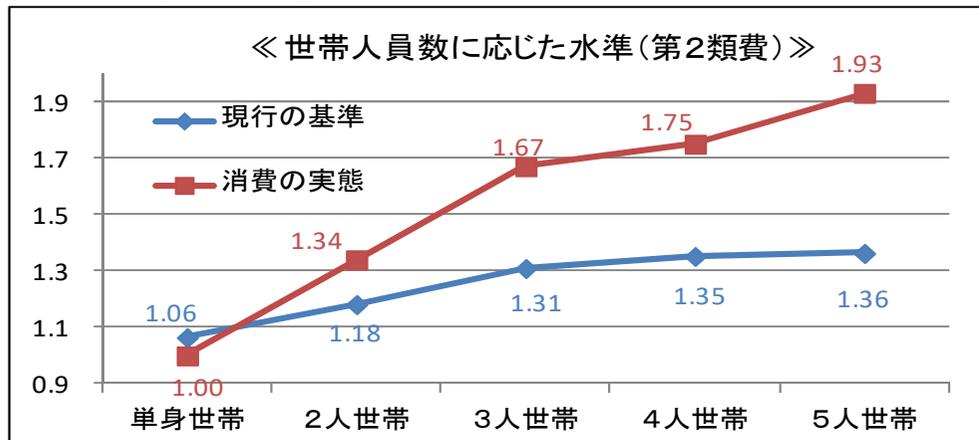
## (2)「世帯人員別」の検証



### 【結果】

・現在の基準額(第1類費)と比べれば、消費実態は各世帯人員間の増加幅が小さくなっている。

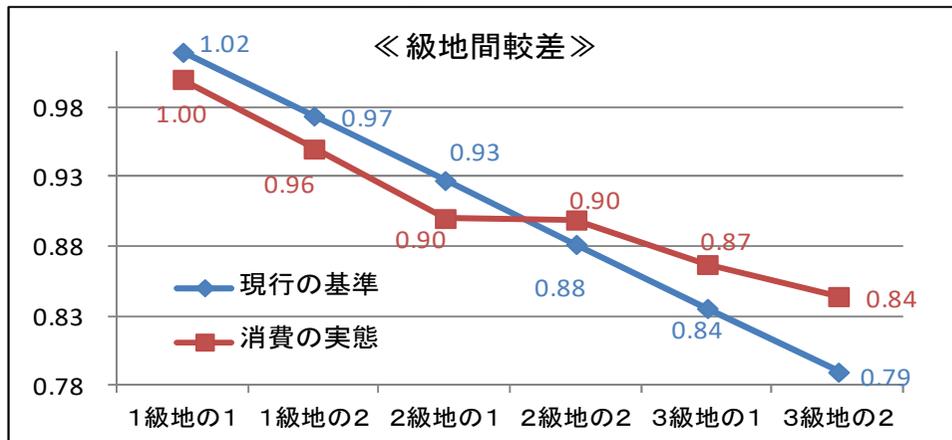
## (2)「世帯人員別」の検証(続き)



### 【結果】

・現在の基準額(第2類費)と比べれば、消費実態は各世帯人員間の増加幅が大きくなっている。

## (3)「居住地域(級地)別」の検証



### 【結果】

・現在の基準額の地域差(最大22.5%)と比べれば、消費実態の地域差(最大約16%)は小さくなっている。

# 平成25年生活保護基準改定について

- **生活扶助(食費・光熱水費等)基準については**、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定。  
**平成19年以降は、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られるよう、5年ごとに定期的な検証を実施。**

## 平成25年改定の内容

### ① デフレ傾向を踏まえた「物価」による調整【デフレ調整】

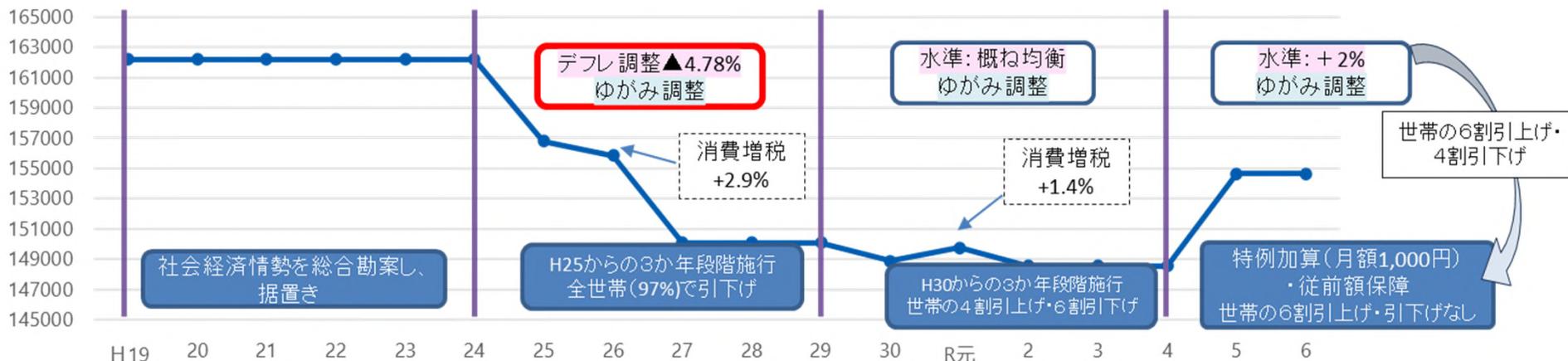
平成19年検証で生活保護基準が高いとされながら減額改定されず、その後も据え置いてきた中で、生活保護受給者の生活に配慮する観点も踏まえ(※)、**生活扶助を初めて「物価」により調整。(▲4.78%)**

※ 仮に全国消費実態調査(現：全国家計構造調査)に基づき消費を基礎として改定する場合には減額幅が▲12.6%と大きくなることが想定された。

### ② 生活保護基準部会の検証結果の反映方法【ゆがみ調整】

年齢別、世帯人員別、地域別の「ゆがみ」が確認されたところ、子どものいる世帯への配慮等として、**検証結果の1/2を反映。**

生活扶助基準の変遷(33歳・29歳・4歳の夫婦・子一人世帯 1級地-1(東京都区部等)の場合 R5.10~ 月額154,670円)



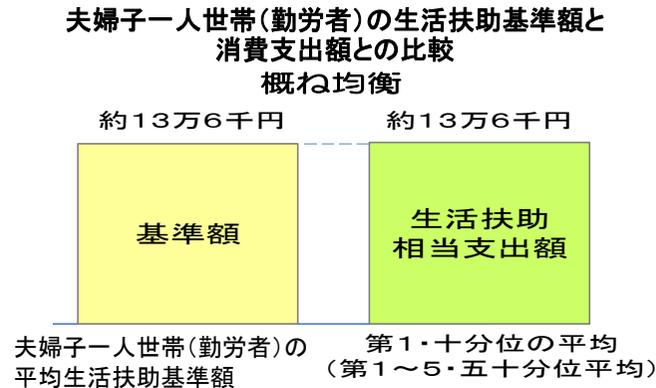
# 平成30年生活保護基準改定について

- 生活保護基準部会における平成29年検証においては、生活扶助基準の水準(高さ)の検証及び基準体系(年齢・世帯人員・居住地域の3要素別)の検証を実施した。

## 平成29年検証を踏まえた生活扶助基準(本体)の見直し

### 基準額の水準の検証

- ・ 生活扶助基準の給付水準については、夫婦子1人世帯(モデル世帯)の基準額が一般低所得世帯の消費水準と均衡しているとの検証結果を踏まえ、据え置き。



### 基準体系(年齢・世帯人員・居住地域別)

- ・ 基準体系については、年齢・世帯人員・居住地域別にみると、それぞれの消費実態と基準額に乖離(ゆがみ)があるとの検証結果を踏まえ、その是正のための見直しを行った。
- ・ なお、平成29年基準部会においては、「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」との指摘があったため、基準額の設定の際には、減額する場合の幅は5%以内に止め、平成30年10月から3回に分けた段階実施とするなど、激変緩和措置を講じることとした。

- ※ 第1類費の基準検証にあたっては、年齢区分をライフステージ別にある程度大括りで区分することとした上で、年齢に応じた基準額の水準及び世帯人員数に応じた基準額の水準について消費実態との均衡が図られているかを検証。
- ※ 級地間較差については、第1類費と第2類費とで共通の較差が設けられていたが、基準検証にあたっては、第1類費と第2類費に分けた上で、居住地域(級地)別に応じた基準額の水準について消費実態との均衡が図られているかを検証。

# 生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟 最高裁判決の概要 ①

## 最高裁判決の内容（令和7年6月27日 最高裁第三小法廷判決）

自治体による保護変更決定処分を取り消す。原告らの国に対する損害賠償請求を棄却する。

### 【判断枠組み】

- （生活保護法3条・8条2項の）規定にいう最低限度の生活は、抽象的かつ相対的な概念であって、その具体的な内容は、その時々における経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであり、厚生労働大臣がこれを保護基準において具体化するに当たっては、国の財政事情を含めた多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするもの。
- 厚生労働大臣は、生活扶助基準を改定するに当たり、それにより基準生活費を減額されることとなる被保護者の期待的利益についての配慮の要否等を含め、専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権を有しているものというべきであり、本件改定は、その判断に上記見地からの裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある場合に違法となる。**
- そして、生活扶助基準の改定の要否の判断の前提となる最低限度の生活の需要に係る評価や被保護者の期待的利益についての配慮は、上記のような専門技術的な考察に基づいた政策的判断であるところ、これまでも生活扶助基準の改定に際しては、専門家により構成される合議制の機関等により、各種の統計や資料等に基づく専門技術的な検討がされてきたところである。
- これらの経緯等に鑑みると、厚生労働大臣の裁量判断の適否に係る裁判所の審理においては、主として本件改定に係る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審査されるべき。

### 【デフレ調整】

- 平成20年度から平成24年度までの生活扶助基準について水準均衡方式による改定が行われなかったことからすると、厚生労働大臣が、本件改定当時、生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間に不均衡が生じていると判断したことにつき、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるとはいえない。

## 生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟 最高裁判決の概要 ②

### 【デフレ調整（続き）】

- 生活保護法 8 条 2 項の「最低限度の生活の需要を満たす」とは、生活扶助については、最低限度の消費水準を保障することを意味するものとして理解されてきたもの。昭和59年度以降採用されてきた水準均衡方式も、一般国民の消費実態との関係において妥当な生活扶助の水準を維持しようとするもの。
- 物価変動率は、それだけでは消費実態を把握するためのものとして限界のある指標であるといわざるを得ない。物価変動率のみを直接の指標として基準生活費の改定率を定めることが、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を有するものというためには、物価と最低限度の消費水準との関係や、従来水準均衡方式による改定との連続性、整合性の観点を含め、専門的知見に基づいた十分な説明がされる必要がある。
- 上記不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として用いることが合理的であることについて、専門的知見に基づいた十分な説明がされているということとはできない。
- 物価変動率を指標とすることが、一般論としては専門的知見と整合しないものではないからといって、それまで水準均衡方式によって改定されてきた生活扶助基準を、物価変動率のみを直接の指標として改定することが直ちに合理性を有するものということにはならないところ、上記不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標とすることについて、基準部会等による審議検討を経ていないなど、その合理性を基礎付けるに足りる専門的知見があるとは認められない。物価変動率のみを直接の指標として用いたことに、専門的知見との整合性を欠くところがあり、この点において、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったものというべき。
- デフレ調整が一律に4.78%も減ずるものであり、生活扶助を受給していた者の生活に大きな影響を及ぼすものであることも考慮すると、平成29年検証の結果によって、上記の評価は左右されない。
- 以上によれば、本件改定は、物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整をすることとした点において、その厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、生活保護法 3 条、8 条 2 項に違反して違法。

## 生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟 最高裁判決の概要 ③

### 【ゆがみ調整】

- ・ 2分の1処理を含むゆがみ調整に係る厚生労働大臣の判断に、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるということとはできない。

### 【国家賠償】

- ・ 保護基準は、最低限度の生活の需要を超えないものでなければならないのであり、仮に本件改定前の生活扶助基準が上記需要を超えたものとなっていたというのであれば、これを引き下げることは、生活保護法の規定に沿う。
- ・ 厚生労働大臣が、本件改定当時、生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間に不均衡が生じていると判断したことにつき、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるとはいえない。
- ・ 平成24年8月に施行された社会保障制度改革推進法附則においても、生活扶助の給付水準の適正化その他の必要な見直しを早急に行うものとする旨が規定されていた。加えて、物価変動率を指標とすること自体が直ちに許容されないものとはいえない。
- ・ これらに照らせば、厚生労働大臣が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とデフレ調整に係る判断をしたと認め得るような事情があったとは認められない。

## 今後の議論を進めるに当たって

最高裁判決の趣旨及び内容を踏まえた対応の在り方について、今後の議論を進めていくに当たって、以下の点についてご意見をいただきたい。

- 今回の最高裁判決の趣旨をどのように受け止めるか。また、判決の法的効果及び当該法的効果を踏まえた対応の在り方についてどう考えるか。
- 平成25年生活扶助基準改定に関し、判決を踏まえて専門的知見に基づき確認すべき論点についてどう考えるか（物価と最低限度の消費水準との関係や、従来水準均衡方式による改定との連続性、整合性等）
- その他、今回の最高裁判決を踏まえた対応の在り方を検討するに当たって、必要な材料・資料についてどう考えるか

（必要な材料・資料として考えられる例）

- ・判決の法的効果（形成力、拘束力等）に関する基本的知見（判例・裁判例、学説等）
- ・平成24年検証に用いられた平成21年全国消費実態調査のデータ
- ・平成24年検証当時の消費や物価などに関する指標（家計調査等の公表資料等）

- 参考資料

## 生活扶助基準改定の経緯 ①

最高裁判決において、認定されている事実関係等の概要は、以下のとおり。（最高裁判決から引用し、一部、下線等を追記）

### 【昭和58年以前】

- 生活扶助基準の改定方式として、昭和25年の生活保護法施行当初は、マーケットバスケット方式（最低生活を営むために必要な飲食物や衣類、家具什器、入浴料といった個々の品目を一つ一つ積み上げて最低生活費を算出する方式）が採用されていたが、その後、エンゲル方式（栄養審議会の答申に基づく栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げて計算し、別に低所得世帯の実態調査から、この飲食物費を支出している世帯のエンゲル係数の理論値を求め、これから逆算して総生活費を算出する方式）及び格差縮小方式（一般国民の消費水準の伸び率以上に生活扶助基準を引き上げ、結果的に一般国民と被保護世帯との消費水準の格差を縮小させようとする方式）が順次採用された。

### 【昭和59年～現在】

- 厚生省（当時）の審議会である中央社会福祉審議会は、昭和58年12月、「生活扶助基準及び加算のあり方について（意見具申）」（以下「昭和58年意見具申」という。）を公表した。昭和58年意見具申のうち、生活扶助基準に関する部分の概要は、以下のとおりであった。
  - 現在の生活扶助基準は一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準に達しているとの所見を得た。しかしながら、生活保護世帯及び低所得世帯の生活実態を常時把握し、生活扶助基準の妥当性についての検証を定期的に行う必要がある。
  - 生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定すべきものであり、生活扶助基準の改定に当たっては、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費水準との調整が図られるよう適切な措置をとることが必要である。また、当該年度に予想される国民の消費動向に対応する見地から、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びに準拠することが妥当である。なお、賃金や物価は、そのままでは消費水準を示すものではないので、その伸びは、参考資料にとどめるべきである。
- 昭和58年意見具申を踏まえ、昭和59年度以降、生活扶助基準の改定方式として、水準均衡方式（当時の生活扶助基準が一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図る方式）が採用されている。

## 生活扶助基準改定の経緯 ②

### 【生活保護制度の在り方に関する専門委員会（平成15～16年）】

- 厚生労働省の審議会である社会保障審議会の福祉部会内に設置された生活保護制度の在り方に関する専門委員会は、平成15年12月に「生活保護制度の在り方についての中間取りまとめ」（以下「平成15年中間取りまとめ」という。）を公表した。平成15年中間取りまとめのうち、生活扶助基準に関する部分の概要は、以下のとおりであった。
  - ① 水準均衡方式はおおむね妥当であると認められてきたが、最近の経済情勢はこの方式を採用した当時と異なることから、例えば5年に1度の頻度で、生活扶助基準の水準について定期的に検証を行うことが必要である。
  - ② 上記の定期的な検証を行うまでの毎年の改定については、近年、民間最終消費支出の伸びの見通しがプラス、実績がマイナスとなるなど安定しておらず、また、実績の確定も遅いため、これによる被保護世帯への影響が懸念されることから、改定の指標の在り方についても検討が必要である。この場合、国民にとって分かりやすいものとする必要があるため、例えば、年金の改定と同じように消費者物価指数の伸びも改定の指標の一つとして用いることなども考えられる。
- 上記専門委員会が平成16年12月に公表した報告書（以下「平成16年報告書」という。）は、勤労3人世帯の生活扶助基準について、低所得世帯の消費支出額との比較において検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当であったとしつつ、**今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に1度の頻度で検証を行う必要がある**とした。

### 【生活扶助基準に関する検討会（平成19年）】

- 平成16年報告書を踏まえ、平成19年10月、厚生労働省社会・援護局長の下に、生活扶助基準について専門的な分析、検討を行うことを目的として、学識経験者等から成る生活扶助基準に関する検討会が設置された。

上記検討会は、同年11月、報告書（以下「平成19年報告書」という。）を公表したところ、そのうち、生活扶助基準に関する部分の概要は、以下のとおりであった。

  - ① 夫婦子1人（有業者あり）の一般低所得世帯における生活扶助相当支出額（消費支出額から家賃、医療等の生活扶助に相当しないものを除いたもの。以下同じ。）は、世帯当たり14万8781円であったのに対して、それらの世帯の平均の生活扶助基準額は、世帯当たり15万0408円であり、生活扶助基準額がやや高めとなっている。
  - ② 単身世帯（60歳以上の場合）の一般低所得世帯における生活扶助相当支出額は、世帯当たり6万2831円であったのに対して、それらの世帯の平均の生活扶助基準額は、世帯当たり7万1209円であり、生活扶助基準額が高めとなっている。

## 生活扶助基準改定の経緯 ③

### 【平成20～24年度の生活扶助基準】

- 厚生労働大臣は、平成20年度の生活扶助基準について、原油価格の高騰が消費に与える影響等の社会経済情勢を見極める必要があるなどとして、水準均衡方式による改定をせず、生活扶助基準は据え置かれた。  
さらに、平成20年9月のリーマンショックに端を発する世界的な金融危機が我が国の実体経済に大きな影響を及ぼし、同年頃から平成23年頃にかけて、物価、賃金、家計消費がいずれも下落した。厚生労働大臣は、上記金融危機の影響等を踏まえて、平成21年度から平成24年度までについても、水準均衡方式による改定をせず、この間も生活扶助基準は据え置かれた。

### 【生活保護基準部会における平成25年検証】

- 社会保障審議会は、平成23年2月、生活扶助基準について専門的かつ客観的に評価、検証を行うため、**生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）を設置した。**

基準部会は、生活扶助基準の展開部分についての検証（以下「平成25年検証」という。）を行い、平成25年1月に報告書（以下「平成25年報告書」という。）を公表したところ、その概要は、以下のとおりであった。

- ① 平成25年検証は、平成21年に実施された全国消費実態調査のデータに基づき、年齢別、世帯人員別、級地別に一般低所得世帯間における消費支出の較差を分析し、これと生活扶助基準における展開のための指数とのかい離を評価、検証したものであり、その結果、年齢別、世帯人員別、級地別のいずれにおいても、生活扶助基準における展開のための指数と一般低所得世帯間における消費支出の較差を示す指数との間にかい離が認められた。この結果を踏まえ、年齢別、世帯人員別、級地別の指数を生活扶助基準に反映した場合の影響は、以下のようになった。

例えば、現行の基準額（第1類費、第2類費のほか、冬季加算、児童養育加算、母子加算を含む。）とこれに検証結果をそのまま反映した場合の平均値とを個々の世帯構成ごとにもみると、夫婦と18歳未満の子1人世帯では、年齢、世帯人員、地域による各影響の合計は8.5%減となり、夫婦と18歳未満の子2人世帯では、上記各影響の合計は14.2%減となった。また、母親と18歳未満の子1人の母子世帯では上記各影響の合計は5.2%減となった。他方で、60歳以上の単身世帯では上記各影響の合計は4.5%増、共に60歳以上の高齢夫婦世帯では上記各影響の合計は1.6%増、20～50代の若年単身世帯では上記各影響の合計は1.7%減となった。

- ② **厚生労働省において生活扶助基準の見直しを検討する際には、平成25年報告書の評価及び検証の結果を考慮し、その上で他に合理的説明が可能な経済指標などを総合的に勘案する場合は、それらの根拠についても明確に示されたい。**なお、その際には見直しが現在生活保護を受給している世帯及び一般低所得世帯に及ぼす影響についても慎重に配慮されたい。

## 生活扶助基準改定の経緯 ④

### 【生活保護基準部会における平成25年検証（続き）】

- ③ 平成25年検証により、個々の生活保護受給世帯を構成する世帯員の年齢、世帯人員、居住する地域の様々な組合せによる生活扶助基準の妥当性について、よりきめ細かな検証が行われたことになる。しかし、消費に影響を及ぼす要因は多様であるところ、具体的にどのような要因がどの程度消費に影響を及ぼすかは現時点では明確に分析できないこと、また、特定の世帯構成等に限定して分析する際にサンプルが極めて少数となるといった統計上の限界があることなどから、全ての要素については分析、説明に至らなかった。
- ④ 平成25年検証の手法は透明性の高い一つの妥当な手法である一方、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮したものであることから、これが唯一の手法ということでもなく、将来の検証手法を開発していくことが求められる。今後、政府部内において具体的な基準の見直しを検討する際には、平成25年検証の結果を考慮しつつも、同時に検証手法について一定の限界があることに留意する必要がある。
- ⑤ 今般、生活扶助基準の見直しを具体的に検討する際には、現在生活保護を受給している世帯及び一般低所得世帯、とりわけ貧困の世代間連鎖を防止する観点から、子どものいる世帯への影響にも配慮する必要がある。

### 【平成25年生活保護基準改定】

- ・ ア 厚生労働大臣は、平成25年厚生労働省告示第174号、平成26年厚生労働省告示第136号及び平成27年厚生労働省告示第227号により、生活扶助基準を順次改定した（本件改定）。本件改定は、主に、平成25年検証の結果を生活扶助基準に反映するとともに、物価変動率を指標として基準生活費を変更することを内容とするものであり（以下、前者を「**ゆがみ調整**」といい、後者を「**デフレ調整**」という。）、それぞれの概要は、次のイ及びウのとおりである。  
なお、本件改定は、ゆがみ調整及びデフレ調整による生活扶助基準の改定を3年間かけて段階的に実施するものであり、また、ゆがみ調整及びデフレ調整を行うことによる減額幅の上限を10%としている。

## 生活扶助基準改定の経緯 ⑤

### 【平成25年生活保護基準改定（続き）】

- イ **ゆがみ調整**は、平成25年報告書により、年齢別、世帯人員別、級地別のいずれにおいても、生活扶助基準における展開のための指数と一般低所得世帯間における消費支出の較差を示す指数との間にかい離があるとされたことを踏まえ、当該かい離を解消し、生活保護受給世帯間の公平を図るため、生活扶助基準における展開のための指数を適正化することを目的とするものである。具体的には、平成25年検証の結果に基づき、一般低所得世帯間における消費支出の較差を生活扶助基準の展開部分に反映させるものであり、①第1類費について、各年齢区分間の基準額の差を小さくする、②第1類費に係る逓減率について、世帯人員の増加に応じた逓減割合を大きくするとともに、第2類費について、世帯人員の増加に応じた世帯人員別の基準額の増額の幅を大きくする、③第1類費及び第2類費について、それぞれ級地区分間の基準額の差を小さくすることを内容とする。ただし、ゆがみ調整は、平成25年検証の結果をそのまま生活扶助基準の改定に反映させるのではなく、その2分の1のみを反映させるものである（以下、これを「2分の1処理」という。）。

なお、厚生労働大臣は、2分の1処理をすることにつき、基準部会やその委員等の専門家から意見を聴取するなどしなかった。

- ウ **デフレ調整**は、本件改定前の基準生活費を一律に**4.78%減ずるもの**である。これは、総務省から公表されている消費者物価指数を基に、その算出の基礎とされている消費品目から、生活扶助以外の扶助で賄われる品目（家賃、教育費、医療費等）と生活保護受給世帯において支出することが想定されていない品目（自動車関係費等）を除いた上で、特定の方式により算出し直した指数（以下「生活扶助相当CPI」という。）の平成20年から平成23年までの下落率が4.78%であることから、これを生活扶助基準額に反映させるものである。

### 【生活保護基準部会における平成29年検証】

- その後、基準部会は、平成26年に実施された全国消費実態調査のデータに基づく生活扶助基準の検証（以下「平成29年検証」という。）等を行い、平成29年12月、夫婦子1人世帯について、本件改定後の生活扶助基準額と一般低所得世帯の生活扶助相当支出額はおおむね均衡しているなどとする報告書（以下「平成29年報告書」という。）を公表した。